

# 東日本大震災に関する要望書

平成30年7月18日

宮城県町村会

東日本大震災発生から7年以上が経過し、被災地においては公共施設をはじめとした生活基盤の整備が進んでおり、復興は着実に進んでいるが、被災者の生活再建や産業の再生、復興まちづくりなど解決すべき課題が山積し、また被災者の心のケアや暮らしの再建に向けたソフト事業など、新たな課題も発生してきている。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害により、農林水産物や観光に多くの深刻な問題を残している。

被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには、国による特例的な財政支援や各種の規制緩和、人的支援など国の長期にわたる支援が必要不可欠である。

については、東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題と位置付け、復興対策に向けた財政措置をはじめとする各種の支援など、次に掲げる事項について今後とも特段の措置を講じられるよう要望する。

宮 城 県 町 村 会

会長 村 上 英 人

# 東日本大震災に関する要望書

## 目 次

1	復旧・復興対策に要する財政措置等について	1
2	被災者の生活再建について	4
3	被災自治体への支援について	5
4	地域産業の復興支援について	7
5	復興支援としての社会資本整備等の促進について	9
6	安全・安心な学校教育の確保について	11
7	原子力災害対策について	
1	放射線量の監視・検査体制の強化及び情報提供の充実	12
2	放射性物質の除染等	12
3	放射性物質を含む指定廃棄物	13
4	被害を受けた住民、事業者等に対する補償及び風評被害等への対応	15
5	原子力発電所等の安全確保	15

## 1 復旧・復興対策に要する財政措置等について

- (1) 被災地が真の復興を果たすため、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算を確実に確保するなど、集中復興期間と同様、国による特例的な財政支援制度を継続すること。
- (2) 震災復興交付金事業等について
  - ① 復興交付金の制度の趣旨は、被災自治体自らの復興プランのもとに進める復興まちづくりの支援にあることから、その事業採択は一定基準のもと、各被災自治体の判断に委ねること。
  - ② 効果促進事業については、その制度の趣旨に則って、被災自治体が自主的かつ主体的に活用できるよう、原則として基幹事業の35%の範囲内であれば、当該市町村の判断により、復興まちづくりに必要な事業に充当できるよう、制度の運用改善を行うこと。

また、効果促進事業について、移転元地の利活用に係る整備費用として使途を予定しているため、継続して協議手続きの簡素化と上限額の緩和を図ること。
  - ③ 要綱で定める5省40事業の他、自治体が自由裁量で復興を行うことができる予算枠を継続して確保すること。
  - ④ 事業費が数百億規模になる事業の事務費を支える財源確保が非常に困難であるため、震災復興交付金事業に係る関連事務費について、震災復興交付金事業の補助対象に位置付けるか、又は、震災復興特別交付税の交付対象とするなど、確実な財源手当を行うこと。
  - ⑤ 水道施設整備については、面整備事業の復興交付金効果促進事業での対応、基幹事業での交付対象とするなど制度を拡充すること。
  - ⑥ 復旧・復興工事が本格化する中、被災地の沿岸部に加え、内陸部でも大型車両の走行が増え、道路損傷が激しく、維持補修に苦慮していることから、復旧・復興工事に伴う2次被害として道路維持管理費用についても、復興交付金又は震災復興特別交付税の対象とするとともに、災害に伴う被災道路と同等の取扱いとするなど過剰な負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災自治体に生じる地方税の減収については、十分な補てん措置を講じること。
- (4) 平成31年度以降も被災地域に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置を延長

すること。

- (5) 復興特区における税制上の特例措置の適用期限を、平成33年度以降についても延長すること。

特に、復興特区法に基づく国税の減免措置及び地方税の減免を行った自治体に対する減収補てん措置について、現在と同率の措置を継続し、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、同様の措置を継続すること。

- (6) 震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

- (7) 震災により破損した重要文化財の修復をするためには、莫大な費用が必要であり、国・県指定に限らず、町指定文化財及び未指定ではあるが、文化的価値の高いと認められている文化財の修復に関しても補助対象枠を拡大し財政措置を講じること。

- (8) 復興需要による建設費の価格上昇により、補助金等を除いた自治体単独負担分は非被災地自治体に比べ負担額が増大しており、被災地の自治体財政を圧迫していることから、被災地と非被災地における自治体間の財政需要格差を軽減する国庫負担制度を確立すること。

- (9) 震災復興の目的として民間の土石採取の乱開発が進み、山林の保全機能も損なわれ、自然破壊が進んでいる状況にある。

山林再生は復興事業の一環であることから、国の責任により山林機能を回復すること。

また、復興完了後における開発地での災害発生については、開発事業者の責任において実施することとされているが、開発事業者が対応できなくなることも想定されるので、国が責任を持って対処すること。

- (10) 震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費については現在、地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから国民の財産と捉え、維持管理に係る経費についても財政措置を講じること。

- (11) 平成26年度事業から社会資本総合交付金（復興枠）が市町村道にも拡充されたが、復興事業が完了するまでの間、社会資本総合交付金（復興枠）の市町村道枠を継続するなど、必要な財政措置を講じること。

## 2 被災者の生活再建について

- (1) 被災者の住宅・生活再建を加速・充実させるため、被災者生活再建支援金の加算支援金の特定延長など住宅の自主再建の完了まで継続して支援するとともに、被災者支援総合交付金の増額を図るなど復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。
- (2) 生活再建中の住民の方は、依然として精神的、経済的不安が大きく、時間の経過に伴い様々な問題の発生が懸念される状況にあることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、今後も自殺対策に係る必要な財政措置を講じるとともに、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した人的支援を講じること。
- (3) 災害援護金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。  
ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。
  - ① 借受人の生活状況に合わせ、自治体が「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に規定する支払猶予を適用し、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合には、国も自治体に対する償還期間を延長すること。
  - ② 自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、自治体への債権を免除すること。  
また、免除できないものがある場合は、その要件を法令等で明示すること。
  - ③ 債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、早期に債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

### 3 被災自治体への支援について

(1) 東日本大震災により被災した行政庁舎の建て替えのうち、原形復旧に係る部分は震災復興特別交付税の対象となり、原形復旧を超える部分については地方債の対象とされているが、行政庁舎としての本来機能の回復の必要性に鑑み、原形復旧のみならず、機能復旧を前提とした建て替えについても必要な財政措置を講じるとともに、交付税算定単価について、被災地域における建築コストの実勢を踏まえた設定を行うこと。

また、現在利用している仮設庁舎の維持管理経費（リース料等）についても、本庁舎が完成するまでの間、継続的な財政措置を講じること。

なお、庁舎以外の公共施設の復旧についても、経費が巨額となることから、継続的な財政措置を講じること。

(2) 被災町村への中・長期的な人的支援、応援職員の派遣元・派遣先への財政支援など、支援体制を継続すること。

また、被災町村の復興計画に基づいた事業の実施に係る、専門的知識や技能を有する技術系職員については、国等関係機関による継続した人的・財政的支援を継続するとともに、その強化を図ること。

(3) 被災沿岸部工事の採石等運搬に伴い、国道、県道、町道及び附帯構造物の破損が急速に進んでいることから、交通安全対策を含めた道路改良については、国の責任において復旧対策を講じること。

(4) 企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域が市街化調整区域であった場合、線引きの定期見直しでは復興に時間を要することから、熟度が高い計画がある場合は企業が立地できるよう、都市計画法の弾力的な運用を図ること。

また、経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、今後とも基金の積増しを行うとともに、本補助制度の期間を10年間とし、復興が遅れる地域の立地にも確実に交付されるよう継続すること。

さらに、福島県内自治体と同様の被害を受けている丸森町について、補助対象区域とすること。



(5) 「社会福祉施設等災害復旧費補助金」については、被災自治体の復興状況を鑑みた期間の延長を行い、利用者の安全確保と施設設置事業者の負担軽減を図ること。

(6) 介護保険給付における特例的財政支援

東日本大震災以降、介護認定者数及び介護給付費が増加しており、不足分を介護給付費準備基金からの繰入で対応しているが、今後も要介護者認定者数は増加し、投入すべき基金残高の不足が見込まれる。

また、介護保険料額も上昇し、介護サービス利用料も所得に応じて負担が増加している。

については、被災自治体が財源不足とならないよう、特例的な財政支援を行うこと。

## 4 地域産業の復興支援について

### 1 農林水産業の復旧・復興支援

- (1) 被災農業者の早期再開を図るため、復興交付金を補完する東日本大震災農業生産対策交付金の延長と予算額の拡大を図ること。

また、放射能吸収抑制対策については、風評被害防止の実施など要件緩和を図ること。

- (2) 農林水産業の再生に向けた取組への支援を継続すること。

#### ・農業分野

- ① 大区画ほ場整備の実施
- ② 基幹用排水施設の早期復旧
- ③ 土壌改良事業の継続的な実施

#### ・水産業

- ① 漁港海岸堤防の早期復旧
- ② 漁港施設の早期復旧・整備
- ③ 荷揚場・荷捌所の早期復旧・整備

- (3) これまで強風を遮ってきた居宅まわりの山林（いぐね）や施設園芸施設等がなくなり、風食害による表土の消失が大きな問題となっていることから、防風林帯配置等の支援を講じること。

- (4) 本格的な漁業の復興のためには、漁場の復旧が重要である。海底ガレキの撤去作業はある程度進んでいるものの、再調査により新たなガレキが発見されるなど、未だ漁業操業の妨げとなっているのが実状であることから、早期の本格的な操業を後押しするため、一定の区域を指定し集中的にガレキ撤去を促進すること。

また、ガレキが存在する海域における漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストに対しての支援対策を強化すること。

さらに、失われた藻場の再生など、漁場再生事業を講じること。

- (5) 東日本大震災により、やむを得ず廃業した漁業者に対して、既往債務の免除、再就職の支援などの支援対策を講じること。

### 2 被災事業者に対する支援

沿岸部の被災事業者に対する財政支援、新分野需用開拓等を見据えた新たな取

組に対する支援を継続すること。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業で整備した仮施設について、復興期間終了後も被災事業者が使用できるよう、建物の存続に係る要件緩和を図ること。

## 5 復興支援としての社会資本整備等の促進について

### 1 社会資本整備等の促進

#### (1) 区画整理区域外の開発手法の創設について

防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行うが、「その他の用地」が残り、公用地が「まだら模様」になるなど、用地買収後に土地が虫食い状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となることから、土地の買い取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

#### (2) ほ場整備事業において沿岸被災地域の土地利用整序化を進めているが、現行制度では、同意を得られない土地が点在することにより、沿岸部の土地の整序化ができず、一体的な土地利用による復旧・復興が進まないことから、土地の買取支援も含めた整序化のための制度創設等の支援を行うこと。

#### (3) 沿岸部においては地盤沈下の影響を強く受けている地域が多く、大潮時には背後地が冠水するなど、訪れる観光客のイメージダウンとなっている。

また、復興イベントや定例イベントの開催にあたって、開催場所を変更するなどの支障をきたしているのが実状である。

宮城の復興を国内外へ発信して行くためにも、観光客がいつでも安心して観光できる環境を早期に整え、世界に宮城の復興をアピールできる公園整備計画を策定し、工事を進められるよう、財政措置を講じること。

#### (4) 山元東部地区では、ほ場整備事業や、土地改良事業の換地制度の手法を活用し、非農用地の集積・再配置を含めた土地の整序化・再整備を行っているところであるが、現行の農地整備事業関連制度では非農用地に係る整備費用が認められず、広大な非農用地を含む津波被災地域においては費用の問題で整備が進まず、特に民有地において復興・創生の遅れの一因となっている。

については、非農用地区域内の個人換地される土地を、従前地と同程度に整備する費用について、財政措置を講じること。

### 2 防災施設整備の支援

#### (1) 新たなまちづくりの基礎となる湾口の防波堤や防潮堤、防潮林等の防災施設を早期に整備すること。

また、津波監視カメラの設置促進等の支援を講じること。

#### (2) 壊滅的被害を受けた海岸堤防は、高潮位を防御する高さの土嚢積みや盛土等

による仮の締切を実施しているのが実状であることから、第1線堤となる本格的な海岸堤防を早期に完成させること。

さらに、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の堤防等を早期に完成させること。

- (3) 津波で被災した地域の中には、現地再建が進む地区が存在し、避難タワーや築山など緊急時避難施設及び避難路を整備する必要がある、沿岸自治体の喫緊の課題となっていることから、復興交付金について、地域の実状を考慮した運用改善を図るとともに、被災自治体の補助メニューの選択肢が広がるよう、復興交付金以外の補助制度の創設を早急に検討すること。

### 3 交通網の整備等

- (1) 常磐自動車道の全線開通により、通行量が増加するとともに、東北自動車道の代替路線としての役割、災害への対応及び医療の高度・広域化への支援等、広域連携に多大な効果がもたらされていることから、いわき中央IC～岩沼ICまでの全線4車線化の早期整備着手及び早期完成を図ること。

- (2) 日本海側と本県を横断する各国道は、東日本大震災において、高速道路等様々な輸送・交通手段が寸断された状況にあって、震災復旧の一翼を担う重要な役割を果たしてきた。

これらの道路は、今後も緊急輸送路として重要な役割を果たすことが期待される道路であることから、高規格化等の道路整備を促進すること。

- (3) 復興の状況に合わせた公共交通確保対策に必要な施策及び財政措置を講ずること。

- (4) 東日本大震災では高盛土の常磐自動車道が津波への防御効果があったことを踏まえ、県道相馬亘理線のルート変更や嵩上げ（高盛土）、道路拡幅と歩道の設置について、復興計画に基づき早急に整備すること。

## 6 安全・安心な学校教育の確保について

- (1) 教職員の人事異動における被災地への手厚い人的確保を図ること。
- (2) 緊急学校支援員について、年度当初から活用できるように配置するとともに、適切な時期に事務処理の周知を行うこと。  
また、緊急学校支援員の任用にあたっては、任用期間等に制限が多いことから、任用期間の弾力的な運用を図ること。
- (3) 教職員の加配に係る特別措置を講じること。
- (4) 被災児童生徒への支援（スクールカウンセラー派遣事業、学び支援コーディネーター等配置事業等）の充実を図ること。  
併せて、教職員や保護者に対する啓発冊子の発行、研修会の充実を図ること。
- (5) 復興事業による各種造成工事が本格化している状況にあるので、被災児童生徒の安全・安心な通学を確保するためのバス運行に係る費用について、持続的な財政支援を講じること。

## 7 原子力災害対策について

### 1 放射線量の監視・検査体制の強化及び情報提供の充実

- (1) 放射線量に関する測定結果について、正確な情報提供を迅速かつ積極的に行うこと。
- (2) 放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施及び除染に伴う放射性指定廃棄物の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。
- (3) 宮城県南部の自治体は、東京電力福島第一原子力発電所から45km～90km圏内であり、大気中放射線量が高かったことから、被ばくに対する住民の不安が続いている。国は、住民に対し放射能の安全性について責任のある説明を継続するとともに、年間1ミリシーベルトを超えると推定される地域において実施した、内部被ばくの有無を含めた健康診断を継続して行うこと。  
また、自治体独自の健康調査についても財政措置を講じること。
- (4) 放射能汚染検査における必要な機材整備や保守点検等に係る費用について、全面的な支援を行うこと。
- (5) 食品等の放射能測定に使用する簡易放射能測定機器に係るメンテナンス料及び測定する職員の人件費について、財政措置を講じること。
- (6) 出荷制限対象となっているタケノコ、山菜、野生きのこは、効果的な吸収抑制対策を講じることが難しいため、出荷制限指示を解除されない状況にある。  
しかしながら、農家にとっては大切な副収入源となるため、非破壊型放射性物質濃度測定器による全量検査で基準値以下のものについては、出荷制限指示を解除すること。  
併せて、当該機器の整備費用や維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

### 2 放射性物質の除染等

- (1) 最終処分場の設置については、国の責任において早期に実現するとともに、処理方針を早急に示すこと。  
また、国が低汚染と定義する土壌等の処理については、国の責任において処分地の確保等の対策を講じること。
- (2) 汚染物質の最終処分が実現するまでの間、自宅で保管している汚染物質の安全管理のため、放射能測定機器の貸与や放射線遮蔽効果のある保管袋の現物支

給などの対策を講じること。

(3) 自治体の負担軽減を図るため、除染等に要した補助金の交付について、迅速な事務処理を行うこと。

(4) 放射性物質汚染対処特措法に基づく、汚染状況重点調査地域以外の地域において、空間放射線量が高い箇所を除染に関し、市町村が独自に重点的に除染作業を実施した場合の経費に対して、財政的支援を行うこと。

(5) 放射線対策専門機関の設置

仙南広域圏内に、放射線量の測定及び除染その他放射能対策を計画的に行うとともに住民が安心して食材などの測定、相談ができるような専門的スタッフをそろえた自治体を補完する専門機関を設置すること。

(6) 放射性物質汚染対処特措法により「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた自治体における、専任職員配置の person 費相当分について、財政措置を講じること。

また、除染計画に入らない地域における線量の高い箇所を除染経費、食品放射能検査の経費についても補助の対象とすること。

(7) 利用自粛牧草を始めとした農林業系廃棄物については、試験焼却の実施などの動きも見え始めているが、処分が完了するまでには相当の時間を要すると思われる。

また、各町村が実施している一時保管も長期化しており、これに要した経費相当は町村の財政負担となっていることから、早急な財政措置を講じること。

(8) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によっては風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

(9) 山林及び河川については、除染ガイドラインが示されておらず、除染が進まない状況であることから、早急にガイドラインを作成し、除染対応を進めること。

### 3 放射性物質を含む指定廃棄物

(1) 指定廃棄物の再調査を実施した結果、8,000Bq/kgを上回る廃棄物は指定時の3分の1に減衰しており、8,000Bq/kgを下回る稲わら等が大幅に増えている。

国は8,000Bq/kgを下回る農林業系廃棄物等は、各自治体において一般廃棄



物として処分することとされているが、市町村の負担が増えることのないよう、国が責任を持って対応すること。

また、住民の健康被害懸念や不信感を払拭するため、適切かつ十分な広報活動を実施すること。

(2) 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による環境汚染への対処に関する特別措置法」に基づく、放射性物質が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の最終処分場については、最終処分場の設置も含め、住民合意を得ることを前提にすべての手続きを国の責任のもとに行うこと。

(3) 最終処分場が設置されるまでの間、安全に管理できるよう技術的支援と財政措置を講じること。

(4) 最終処分場に指定廃棄物を搬入できるようになるまでの間、市町村が指定廃棄物を一時保管する場合、国と委託契約を締結することで保管に係る経費を国費で賄うことができることになっているが、指定廃棄物を指定する過程で掛った8,000Bq/kg以下焼却灰についての運搬経費が委託費から除外されるなど、市町村の負担が発生している現状がある。

については、指定廃棄物の指定及び一時保管を加速化させるため財政措置の範囲を拡大し、市町村の実状に合った効率的な保管を行えるようにすること。

(5) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金要綱では、表土除去等は、学校等、子どもが長時間生活するものに限定されているが、空間線量の高い公共施設についても特例として認めるとともに、併せて財政措置を講じること。

(6) 汚染牧草の処分については、最終処分のガイドラインが明確に示されていないため、依然として一時保管が続いていることから、早急な処分方法の確立を行うこと。

加えて、焼却処分を行う場合は、その安全性や住民の理解が得られる説明を国が責任を持って行い、市町村の負担とならないよう配慮すること。

(7) 宮城県内の一部自治体においては、福島県内の自治体と同様に、大量の除染土壌等を保管しており、8,000Bq/kg以下の除染土壌等の処分も進んでおらず、目途すら立っていない。

除染土壌等の処分については、中間貯蔵施設へ搬出するなど国の責任において進めること。

また、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物についても、県境で対応を区分することなく放射能被害の実態に即し、特例も設けるなどして国の自覚と責任にお

いて処分すること。

#### 4 被害を受けた住民、事業者等に対する補償及び風評被害等への対応

- (1) 東京電力福島第一原発事故の被害に対する補償が適正規模かつ迅速に行われるよう適切な措置を講じること。

なお、一般の賠償請求が優先され自治体の賠償が後回しにされたことによる延滞金については、早期支給の手続きをとるとともに、ADRにより和解した事例と、ADRを行使しない自治体の補償内容が異ならないよう対応すること。

- (2) 本県の観光客入込人数は震災前水準にほぼ回復してきているものの、沿岸部を中心に受入体制が十分に整っていない状況にある。

現在、大規模なキャンペーンを展開するなど対策を講じているが、キャンペーン終了とともに観光客や宿泊客数は減少するという状況が続いており、継続した入込を増加させる方策を講じる必要がある。

については、風評被害からの脱却も含めた国を挙げた長期間かつ積極的な施策展開と財政支援のため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 宮城県をはじめ東北地方に対し、全国から誘客を図る大規模な観光キャンペーンを継続的に展開すること。
  - ② 広域観光の充実に向けた案内標識や看板等を充実させるため財政支援を行うこと。
  - ③ 公共交通機関が不足している観光地エリアについて、効率的な周遊を可能にするため、バス等を利用した三次交通充実のための財政支援を行うこと。
  - ④ 情報発信や二次交通の整備などが課題になっていることから、「東北観光振興対策交付金」を継続すること。
- (3) 原発事故による風評被害が大きいことから、風評被害の払拭に努めるとともに、風評被害を被った農畜産物等の生産者や加工業者、観光業者のほか、その従業員に対しての補償を完全かつ早急に行うこと。

また、原発事故当時までに投資した設備や資材費の支援策、更には生活再建についての支援策を講じるとともに、これによって生じる市町村の事務の軽減を図ること。

#### 5 原子力発電所等の安全確保

- (1) 現在、冷温停止中である女川原子力発電所をはじめとして、運転停止中となっている原子力発電所の再稼働の是非については、立地周辺自治体及び住民が

意見を述べる場を設けるなど、対話の機会を設け十分に民意を反映するよう慎重に対応すること。

- (2) P A Z、U P Zを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定したところであり、国・県もP A Z、U P Zについては、対策や予算的な対応もなされている。

しかし、U P Z外については、原子力災害時には放射性物質の放出状況に応じて国（原子力規制委員会）の判断により、屋内退避の範囲が拡張されることになっているが、具体的な対策が不十分である。避難の基準となるO I Lは各地の空間放射線率の測定値をもとに定められていることから、U P Z外にも適切な数のモニタリングポストの設置や、屋内退避時における住民への適切な情報伝達のために、戸別受信機の設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。

- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから、住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。